

2026年度

学生便覧

Campus Guide



東 都 大 学

沼津ヒューマンケア学部

Tohto University
Faculty of Human Care at Numazu

建学の精神

『人の健康と幸せを担う高い志をもち実践力を備えた人を育てる』

本学は東都医療大学として医療を必要とする人を理解し、共感し、そのひとに最適な働きかけを為す、すなわちヒューマンケアを実践できる医療人材育成を主意に創立された。その後大学は医療に留まらない広い領域でヒューマンケアの精神を持ち、ひとの健康と幸せを考え行動する高い志と、知識技能態度、即ち実践力を備えた人を育てることを建学の精神として、2018年に東都大学と名称変更した。

大学の理念

『忠(ちゅう)恕(じょ)』（まごころとおもいやり）

本学は、2009年4月、「論語のふる里」といわれ、近代日本産業の父・渋沢栄一翁の生誕地である埼玉県深谷市に開学した。渋沢翁は商業道徳に論語を導入、また雅号を「青淵」と称したが、その雅号をいただき本学法人名の由来とした。また、本学の設立の第一歩は、人間が人間をケアするという極めて基本的なケアリングの思想を基としたヒューマンケア学部である。より高度なヒューマンケアを提供するためには、ケアする人自身が広い一般教養を要し、人を世話するという奉仕の精神を学び、その自覚を持たねばならない。渋沢翁の語る儒教道徳をもとにした「忠恕のこころ」もこの意味でのヒューマンケアの思想といえる。さらに、創設者は「医は仁術、その心は忠と恕」を座右の銘としており、本学設立にあたってはこれらを実践する人を育てることをその趣旨とした。

「忠(まごころ)」は、古来、自分に対して誠実であることを意味するが、現代における誠実には正しい倫理観をもち、法令や決まり事を守ることも含まれる。「恕(おもいやり)」は他者に向けて思い遣ることで、世界や地域の人々、患者や家族など他者の理解や共感に基づき知識技能を発揮すること、同僚や関係者と意思を合わせ協調協働ができることが含まれる。本学の卒業生は専門領域における知識・技能の基本、応用と実践力を修得するだけでなく、専門職としての「まごころとおもいやり」を身に付け、ひとの健康と幸せにつながる働きや教育研究を行い社会に貢献することができる。

こうした渋沢翁の論語の精神、そして創設者の想いを具現化するとともに、大学の使命・目的達成のための教育・研究の基盤とすべく、本学では、『忠 恕』（まごころとおもいやり）を大学の理念とする。

東都大学のポリシー

1. まごころと思いやりでヒューマンケアを実践する誇りとプライドを身につける。
2. 学問に基づいた知識と技能を備えた専門的実践力を獲得する。
3. 新しいことを探求する力と、発想を現実に戻す研究力を養う。
4. 協働できるリーダーシップ、パートナーシップ、そしてマネジメント力を修得する。

1. 沼津ヒューマンケア学部 ディプロマ・ポリシー (学位の授与方針)

- ① 倫理観、まごころと思いやりを持って看護師としてヒューマンケアを実践できる。
- ② 専門知識と技術に基づいた確かな看護実践ができる。
- ③ 問題を見つけ、分析解釈そして解決する探求心を持ち、看護の質と安全を向上させられる。
- ④ 看護が展開される保健医療福祉、労働安全衛生の専門職と協働できる。

2. 沼津ヒューマンケア学部 カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施方針)

- ① ヒューマンケアの概念と方法を学び、実践の術を修得する。
- ② 社会の制度、法律を遵守し、倫理観を持って医療安全を励行する看護実践力を修得する。
- ③ ひとへのまごころとおもいやりの気持ちを持って職務を果たせる。
- ④ 看護・保健・養護実践に必要な基礎的および専門的知識を修得する。
- ⑤ 看護・保健・養護実践に必要な基礎的および専門的スキルを修得し、自ら高める術を獲得する。
- ⑥ 知識とスキルをまごころと思いやりの気持ちをもって看護実践する力を修得する。
- ⑦ 看護実践の中で課題を見出し、解決の方法を考え、課題に対処することを修得する。
- ⑧ 職務を達成するために、他者に教えたり説明したりして行動変容を促す力を修得する。
- ⑨ 科学と技術の新たな創造の方法と倫理を、職務や研究で実践する力を修得する。
- ⑩ 看護師・保健師・助産師・養護教諭が関わる他職種を理解し、相手に合わせた意思疎通法を修得する。
- ⑪ 看護実践の中で他者との確かな情報交換を行うことを学ぶ。
- ⑫ 他者と情報を交換する媒体を適切に使用し、的確な文字および音声による情報伝達を学ぶ。

3. 沼津ヒューマンケア学部看護学科 ディプロマ・ポリシー (学位の授与方針)

- ① ひとの尊厳を守り、全人的理解の上にヒューマンケアを実践することができる。
- ② 看護専門職として看護の専門性を通じて人と社会に貢献することができる。
- ③ 身体の機能や障害、疾病の状態を把握し看護を実践する、知識と技術を身につけている。
- ④ ひとと社会の健康と幸福の向上のために、看護の知識と技術を応用できる。
- ⑤ 法と倫理を遵守し看護を実践できる。
- ⑥ 最新の知識や技術を主体的に学ぶ力を持っている。
- ⑦ 課題を見だし、解決の方法を考え、計画を立て、解決に導ける。
- ⑧ 医療や地域社会の課題を解決するために知識と技術を応用することができる。
- ⑨ チーム医療や多職種連携における看護の役割を理解し、適切なリーダーシップとパートナーシップを構築することができる。
- ⑩ 保健・医療・福祉その他の多様な立場の人々が協働するチームの中で看護の専門性を発揮することができる。
- ⑪ 他者に働きかけ、行動変容に導く教育力を備える。

4. 沼津ヒューマンケア学部看護学科 カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施方針)

- ① ひとの気持ちを理解し、共感し、気遣いをもって看護を実践する態度を身につける。
- ② ひとの健康と幸福にかかわる広い視野を持ち、多様性を尊重する気持ちを身につける。

- ③ 身体の構造・機能、疾病と病態の理解のもとに看護を実践する能力を身につける。
- ④ 看護実践に必要な基礎的技能を身につける。
- ⑤ ライフステージの特徴を踏まえた看護を身につける。
- ⑥ 保健師として必要な知識と技能を身につける。
- ⑦ ひとが学ぶ過程を理解し、教育する力を身につける。
- ⑧ 社会の状況や人々を取り巻く環境を理解し、看護を実践する能力を身につける。
- ⑨ 地域の保健、公衆衛生を理解し、保健師を実践する能力を身につける。
- ⑩ 医療にかかわる法律を遵守し、社会の制度に従って看護を実践する力を身につける。
- ⑪ 看護にかかわる記録、文書を適切に作成する力を身につける。
- ⑫ 教育制度、法律に従って、教育を実践する力を身につける。
- ⑬ 看護の学び方を理解し、新たなことを自ら学ぶ力を身につける。
- ⑭ 看護にかかわる課題を分析し、問題解決の方法を見つけ、適切な解決に導く力を身につける。
- ⑮ それぞれのひとにとって最適な看護の計画を立て実践する力を身につける。
- ⑯ 看護の研究法を理解し、研究し、根拠（エビデンス）を得る力を身につける。
- ⑰ 研究倫理、生命倫理に基づく研究の計画、実践、成果公表について理解し実践できる力を身につける。
- ⑱ チーム医療を構成する医療職の役割を理解し、協働して医療を行う力を身につける。
- ⑲ 専門職の立場から適切な選択や判断を他職者が理解できるように説明する力を身につける。
- ⑳ 情報を伝えるメディアを選択し、適切な文章を作成できる。
- ㉑ 環境や場に応じて適切な多職種の機能的チームを構築し、主導する力を身につける。
- ㉒ 環境や場に応じた危機管理を行う力を身につける。
- ㉓ 自分の役割、専門的知識を、人に合わせて分かりやすく説明し、質問に対して的確に回答できる。
- ㉔ 他者に働きかけ、健康維持と疾病回復のための行動変容を導くことができる。

目次

第1章	1
I. 全学共通（授業科目の履修）	1
1. 学期・開館時間等	1
(1) 学年・学期	1
(2) 開館時間	1
(3) 休校日	1
(4) 授業時間	1
(5) 緊急時における授業の取扱い	1
2. 単位	2
(1) 単位制	2
(2) 単位算出の基準	2
3. 履修登録	3
(1) 履修計画・登録	3
(2) 入学前の既修得単位の認定	3
(3) 再履修	3
4. 授業の出欠確認・欠席・公欠	4
(1) 授業の出欠確認	4
(2) 学生証を忘れた場合	4
(3) 出席確認における不正行為の禁止	4
(4) 授業内での不正行為の禁止	4
(5) 「AI」利用に関する注意事項について	4
(6) 欠席・遅刻・忌引・公欠等	5
(7) 休講・補講	7
5. 試験	8
(1) 概要	8
(2) 種類	8
(3) 試験の際の注意事項	9
(4) 演習、臨地実習等の評価	10
(5) 成績評価	10
(6) 成績通知書の交付	10
(7) 不正行為の禁止	10
6. GPA 制度	10
7. 単位の認定	11
8. 授業科目の分類と構成	11
(1) 分類	11
(2) 構成	11

9. 保健師課程履修者の選抜.....	11
10. 進級・卒業.....	12
(1) 進級要件.....	12
(2) 卒業要件.....	13
(3) 学位授与.....	14
(4) 卒業時に取得できる国家試験受験資格.....	14
(5) 保健師免許取得後に得られる資格.....	14
第2章.....	15
II. 在学中の事務手続.....	15
1. 学生対応の事務局窓口.....	15
2. 学籍の異動.....	15
(1) 休学.....	15
(2) 復学.....	16
(3) 退学・転学.....	16
(4) 除籍.....	16
(5) 再入学.....	17
(6) 復籍.....	17
3. 特待生.....	17
4. 教育課程の概要.....	18

第 1 章

I. 全学共通（授業科目の履修）

1. 学期・開館時間等

(1) 学年・学期

4月1日から翌年3月31日までの一年間を年度といい、本学では年度を次の2学期に分けています。

ただし、授業開始、終了の時期はその年度毎に決定するため、年によってその期日が多少変更になることがあります。

[前期] 4月1日から9月30日まで

[後期] 10月1日から翌年3月31日まで

(2) 開館時間

平常時	月曜日～金曜日 8:00～19:00	※入試等により、休館となることがあります。 ポータルサイトを確認してください。
長期休業時	月曜日～金曜日 8:00～17:00	

※土日、祝日、開学記念日を除く

(3) 休校日

- ① 土曜日および日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日
- ④ 校内の点検、整備に要する日
- ⑤ その他学部長が必要と認める日

(4) 授業時間

本学部の授業は90分の授業をもって1時限とします。授業時間は表のとおりです。

時限	授業時間	休憩
第1時限	9:15～10:45	10分
第2時限	10:55～12:25	50分
第3時限	13:15～14:45	10分
第4時限	14:55～16:25	10分
第5時限	16:35～18:05	-

注) 授業開始時間および休憩時間については、授業運営の観点から今後見直す可能性があります。

(5) 緊急時における授業の取扱い

交通機関が運行停止になった場合の授業の取扱いについては、次のとおりとします。

- ① 午前7時現在で、JR 沼津駅を運行する JR 東海道本線が運転を停止している場合は、第1・第2時限の授業を休講とします。

- ② ①に続いて、午前 11 時現在でも運転を停止している場合は、終日休講とします。
- ③ 定期試験の際も上記①②と同様の取扱いとします。
- ④ JR 沼津駅を運行する JR 東海道本線の列車が運行停止とはなっていないが、台風の接近等により運行停止が見込まれる場合、又はその他の事由により通学及び帰宅が困難と判断される場合、状況等を勘案し、学長が決定します。
- ⑤ 上記以外の交通機関が運行されなかったために授業に出席できなかった場合、速やかに交通機関発行の証明書を学生課に提出しなければならないこととします。
- ⑥ 臨地実習についてはこの限りではなく、それぞれ別に定める方法に従ってください。

なお、休講等の措置については、学生ポータルサイトを活用し、速やかな周知を図ります。

2. 単位

(1) 単位制

本学における授業科目の履修は、単位制に基づいて行われます。

単位とは、学修の量（時間数・期間）について基準を示したもので、授業科目ごとに単位数を定めています。

(2) 単位算出の基準

大学における単位制とは授業科目を履修し、その授業科目に与えられた単位を試験等に合格することによって修得する制度です。

単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって標準的な構成とされます。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数が計算されます。

授業方法には、講義・演習・実習の種類があり、また、授業期間には 1 年間にわたる通年の授業科目、前期又は後期の半年間の授業科目、及び前期又は後期の 1/2 で終了する授業科目の区別があります。こうした授業科目の種類に従って、次のような基準で単位数を定めています（履修規程 3 条の 2）。

主たる授業方法	1 単位の算定基準 (A)	自学自修時間 (B)	A+B
講義	15 時間の授業 (30 時間の授業)	30 時間 (15 時間)	45 時間
演習	30 時間の授業	15 時間	45 時間
実習	45 時間の授業	※	45 時間

- 講義形式の授業科目には、授業時間 15 時間又は 30 時間を各 1 単位とするものがあります。
- 単位には、学生各自が予習・復習するための自学自修時間が含まれています。
- 授業時間は、90 分の授業をもって 2 時間とみなして計算されています。
- 授業科目の単位数については、学則別表第 6 及び「授業計画（シラバス）」を参照してください。

※実習については随時自学自修（予習・復習）が必要となります。

3. 履修登録

(1) 履修計画・登録

履修登録とは、各自が受講しようとする授業科目について、その意思表示をする重要な手続きのことです。この手続きは単位の修得及び卒業に欠かすことのできない重要なものです。各学期の始めに各自が履修する授業科目について、登録します。定められた期限までに1年分を必ず履修登録してください。

なお、履修登録期間に履修登録していないと、授業に出席していても、単位を修得することができません。

《履修登録上の注意事項》

- ① 履修登録については、年度始めにガイダンスを行います。「授業計画（シラバス）」、時間割表などにより履修計画を立て、チューターや教務課の指導を受けたうえで、履修登録を行ってください。1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は49単位です（履修規程第4条の2）ので、年間の学修計画のバランス等を考えて無理のない履修計画を立ててください。尚、履修科目の半期の登録上限は30単位とします。
- ② 履修する授業科目のうち、必修科目については、各年次の各学期に配当されている科目を必ず履修しなければなりません。選択必修科目および選択科目についても、各年次の各学期に配当されている科目の中から選択する必要があります。
- ③ 選択科目については、受講者数に制限のあるものがあり、また一定の人数に達しない場合、開講しないことがあります。
- ④ 履修登録を完了した後の変更・追加は、原則として認めません。ただし、科目によって設定されている履修登録変更期間内での履修の取り消しは認めます。履修登録変更期間についてはポータルサイトを確認ください。
- ⑤ 一度単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。また、同一時限に重なっている複数科目を履修することもできません（履修規程第6条）。
- ⑥ 履修した授業科目が不合格となった場合は、再度履修（再履修）登録し、試験に合格しなければその科目の単位は与えられません。
- ⑦ 履修について不明な点は、チューターや教務課に問い合わせてください。

(2) 入学前の既修得単位の認定

本学に入学した学生のうち、これまでに他の大学、短期大学、高等専門学校等を卒業又は中途退学した者については、これらの学校で修得した単位を、20単位を超えない範囲で本学において履修したものと認定される場合があります（学則第21条、履修規程第15条及び東都大学入学前の既修得単位の認定に関する規程）。

既修得単位の認定を希望する場合は、4月のガイダンス後履修登録期間前に所定の様式により教務課に申請してください。

(3) 再履修

所定の年次に単位が修得できなかった場合の再履修については、時間割があわず、実質的に履修不可能となることもありますので、十分注意してください。

4. 授業の出欠確認・欠席・公欠

(1) 授業の出欠確認

授業の出欠は原則として学生証をカードリーダーに読み込ませることで確認します。なお、読取りの誤動作を起こさないためにカードリーダーに学生証をかざす際は、必ずパスケース等から出して、単体でかざしてください。

科目によって出欠確認の方法は変わりますので、授業内の指示に従ってください。

授業の出席、および遅刻・早退に関する疑義については、原則1週間以内（次回講義日）に申し出てください。

(2) 学生証を忘れた場合

学生証を忘れた場合あるいはカードリーダーが読み込まない場合は、授業時間内に出席者の学籍番号・氏名を書いたメモを個々に直接担当教員に渡してください。

(3) 出席確認における不正行為の禁止

欠席を偽って出席したように操作することは重大な不正行為です。出席していないにもかかわらず、学生証を他者に預けてカードリーダーに読み込ませること、他の学生がまとめて学生証忘れのメモを提出するようなこと等を行ってはなりません。このような場合、依頼を受けた学生も不正行為者とみなされます。不正行為を行った者は、懲戒の対象となります。

(4) 授業内での不正行為の禁止

授業の受講に際して、次の行為は法的責任を問われる場合があります。

何気なく行っている事が許容されるものなのか、違法行為の可能性があるのか、根拠のない自身の判断に委ねず、担当教員や事務局に確認するなど、適切な行動を求めます。

① 講義の撮影及び録音

教員の許可を得て録音した場合を除き、講義は知的財産であり著作物として保護されているため、無断での撮影や録音は禁止されています。

② 撮影又は録音した講義内容を他者及び SNS 等に公開すること

許可を得て録音等した場合、私的利用ならば許容されていますが、他者への譲渡及びインターネット上へ公開することは著作権侵害となる可能性があります。

③ 授業資料・試験問題等を著作者（教員）の許可なくインターネット上に公開すること

録画や録音データだけではなく、授業資料も著作物であるため、許可なくインターネット上に公開する事は著作権侵害となる可能性があります。

(5) 「AI」利用に関する注意事項について

近年、人工知能（AI）の進化は著しく、学習を含む教育、研究分野をはじめ広く AI が使用されています。AI が情報を集め、新しいコンテンツを作る生成系 AI も盛んに使われています。こうした中、大学における学習や研究における生成系を含む AI の利用に当たっては、適正な使用が求められます。令和5年9月25日に、「Chat GPT等の生成系 AI 利用に関する留意事項」を発信いたしました。ここに再度 AI 利用に関する注意喚起をいたします。AI、生成系 AI に限らず情報通信技術を活用した学習において十分に留意してください。

① 自分が責任持って作成する。

○論文・課題・レポート・記録等は、自分が責任を持って作成するものです。生成系 AI によって作られた文書を使用することは、自分で作成した文書とはみなされません。参考とすることはできますが、文書は自分が責任を持って自らの言葉で書かなければ、作成者の文書とはみなされません。AI は著者にはなれません。

○文書にはしばしば著作権があり、生成系 AI で作成された文書を利用することが著作権の侵害とされない保証はありません。自分の文書として生成系 AI の文書を使って剽窃（他人の文を無断で盗用）が明らかになった場合、作成者はもちろん、もし共著者がいれば共著者も不正とみなされるので他者に迷惑をかけることになります。

② 根拠について自分が責任を持つ。

○生成系 AI は、ネット上の情報を適宜集約しそれらしい文書を作成してくれますが、その信憑性は保証されません。根拠となる情報についても示されません。文書の作成には、述べていることに対する責任が伴います。責任を持つためには根拠となる情報、文献などが明確でなくてはなりません。

○情報の確かさについても生成系 AI は保証しません。数年前の情報に基づく回答がなされる場合もあり、最新の確実な情報ではない可能性もあります。

③ 不正な使用は行わない。

○試験など使用が許されていない状況において生成系 AI で解答を行うことは不正行為です。

④ 個人情報・機密情報を漏洩しない。

○生成系 AI は、質問される内容を取り込んで AI が学習する場合があります。質問者から発する情報に個人情報や現場での機密情報が含まれると、それらの情報がどのように利用されるか制御できません。AI は、利用者が情報の取り扱いに留意し、利用しなくてはなりません。

これらの注意点は、必ずしも生成系 AI の利用だけに当てはまるものではなく、文書作成、情報発信全般に共通するものですが、AI の進化・普及により学生が特に注意すべきこととしてここに喚起いたします。

(6) 欠席・遅刻・忌引・公欠等

① 欠席・遅刻

授業を 1 週間以上続けて欠席する場合は、教務課に相談してください。

なお、実習については、事故等によりやむを得ず欠席・遅刻する場合は、必ず実習開始時間前に、担当教員に直接連絡してください。

② 学校保健安全法に定める感染症

学校保健安全法に定める次の感染症にかかっているか、罹患した場合、又はその疑いがある（医師の判断による）場合は、出席停止となります。速やかに事由を証明できる書類（診断書等）を添付し、「欠席届」を教務課に提出してください。

この場合、履修登録を行った科目について、出席時間数が総授業時間数の 3 分の 2 に達しなくても、「特別な理由」として、定期試験等の受験を認めます（履修規程第 12 条第 3 号）。詳細は 7 ページの特別の理由の項目を参照してください。

《学校感染症における感染症の種類》

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

③ 忌引

次の親族等の死亡により欠席した場合は、速やかに忌引届とそれを証明するものを教務課に提出してください。

この場合、履修登録を行った科目について、出席時間数が総授業時間数の3分の2に達しなくても、「特別な理由」として、定期試験等の受験を認めます（履修規程第12条第3号）。詳細は7ページの特別の理由の項目を参照してください。

親 族	日 数
父母・配偶者・子	7日
祖父母・配偶者の父母・兄弟姉妹・孫	同居5日 別居3日
伯叔父母	同居2日 別居1日
配偶者の祖父母・兄弟姉妹	1日

注 死亡当日から起算して連続した日数（休日を含む。）とする。

④ 公欠

次の場合は公欠として欠席扱いとなりません。

- (ア) 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患又はその恐れがある場合 **（医師の診断による）**
- (イ) 裁判員制度による裁判所から呼び出しを受けたとき
- (ウ) 別紙の親族が死亡し、忌引きとして取扱われたとき
- (エ) 自然災害や自己が責任を負わない事故によるとき
- (オ) 教育実習等、資格課程に係わる実習に参加するとき
- (カ) その他、教務委員会が「特別な理由」があると認めたとき

公欠の取扱いを受けようとする者は、事前に「欠席届」およびその理由を証明できる書類を教務課に提出しなければなりません。なお、事後の場合は、出校後遅滞なく提出しなければなりません。

公欠について上記以外に「特別な理由」がある場合は教務委員会が判定します。

公欠が認められた場合、担当教員と補講等について相談してください。授業科目の担当教員は補講等について配慮するものとします。

ただし、公欠として認める欠席回数は各授業につき、全授業回数¹の3分の1までとします。

(7) 休講・補講

① 休講

休講は、当該科目担当責任者から連絡が入り次第、掲示板およびポータルサイトにより連絡します。

万一、何の連絡もなく授業開始時刻から 30 分経過しても授業が行われなかった場合は、教務課に連絡の上、指示を受けてください。

② 補講

休講となった場合は、原則として補講を行います。

補講の実施については、掲示板およびポータルサイトにより連絡します。

5. 試験

(1) 概要

評価は、原則として試験により行われます。

ただし、評価の方法は当該科目担当責任者の判断により、レポート、論文あるいはその他の課題を課したり、口頭試験により、総合的に評価が行われる場合があります。

(2) 種類

本学で行われる試験は次のとおりです。

① 定期試験

前期・後期の各学期末に期間を定めて行う試験です。終講試験も含まれます。

a) 受験できる科目

学期始めに履修登録をした科目に限られ、履修登録をしていない科目は受験することができません。

b) 受験制限

次の者は、受験することができないので、よく注意してください（履修規程第 12 条）。

- ・所定の手続きをせず学納金が未納の者
- ・履修登録をしていない科目を受験しようとする者
- ・**特別の理由**なしに、その科目の出席時間数が、その総授業時間数の 3 分の 2 に達しない者

《特別の理由》

- ① 学校保健安全法に定める感染症の罹患
 - ② 裁判員制度による裁判所からの呼び出し
 - ③ 親族の死亡（P5 参照）
 - ④ 自然災害や自己が責任を負わない事故 その他、教務委員会が認定した事由
- 上記にかかわらず、**出席時間数が総授業時間数の 2 分の 1 に達しない者は、定期試験の受験を認めません。**
- 「特別の理由」の認定を希望する者は、証明できる書類を遅滞なく教務課に提出し、教務委員会の認定を受けなければなりません。
- 「特別の理由」の認定を受けた者に対し、当該科目担当教員は、補講の配慮をします。

c) 試験を欠席する者

病気その他やむを得ない事情で定期試験を欠席する者は、試験開始前に試験欠席届を教務課へ提出してください。

② 追試験

特別の理由（病気その他やむを得ない事情）により定期試験を受験できなかった者については、所定の手続きをした上で、科目担当責任者が認めた場合に追試験を行います（履修規程第 10 条）。

追試験受験希望者は、所定の期間内に、追試験願に下表の証明書類等と追試験料（2,000 円）を添えて教務課に提出し、受験許可を受けなければなりません。

追試験を欠席した場合、再度の追試験は行いません（履修規程第 10 条第 4 項）。

追試験に不合格となった場合、原則として再試験は実施しませんが、当該科目の担当教員が再試験の実施を認めた場合には、再試験を実施することがあります（履修規程第 10 条第 5 項）。再試験受験希望者は、所定の期間内に再試験願に再試験料（2,000 円）を添えて教務課に提出し、受験許可を受けなければなりません。

事由	証明書類等
病気	医師の診断書（学校保健安全法に定める感染症の証明）
忌引き	死亡に関する公的証明又は挨拶状
災害	官公庁による被災証明書
交通機関の遅延・事故	交通機関発行の遅延証明書又は事故証明
就職のための試験・面接等	官公庁・企業発行の通知書等
その他	やむを得ない理由が明らかとなるもの

③ 再試験

必修科目に係る定期試験に不合格（F）となった者がいる場合には、再試験を行います（履修規程第 11 条）。

必修科目以外の定期試験に不合格となった者がいる場合は、所定の手続をした上で、特に科目担当責任者が必要と認められた場合に限り、再試験を行います。

再試験受験希望者は、所定の期間内に教務課で再試験料（2,000 円）を支払い、受験許可を受けなければなりません。

なお、再試験の成績評価は C（60 点以上）および F（60 点未満）で行い、C を合格として単位を認定します。（履修規程第 14 条第 4 項）。

また、再試験に不合格となった場合や再試験を欠席した場合は原則として再度の再試験（再々試験）は実施しません。ただし、公欠等の正当な理由により再試験を欠席した場合は追試験を受けることができます。

（3）試験の際の注意事項

- ① 試験場では監督者の指示に従ってください。
- ② 座席を指定された場合には、必ず指定された座席で受験してください。
- ③ 受験者は、試験中必ず学生証を机の上に提示してください。万一、学生証を忘れた場合には、学生課に申し出て仮学生証の交付を受けてください（手数料 500 円）。
- ④ 試験開始 30 分までの退室及び 30 分経過後の入室は禁じます。
- ⑤ 担当教員の指示があった場合を除き、筆記用具以外は机の上に置かないでください。また、携帯電話は必ず電源を切っておいてください。
- ⑥ ティッシュペーパーは試験時間中に使用することができます。ティッシュペーパーを使用する場合は、袋等から中身だけを取り出し、試験開始前に机の上に置いてください。その際、試験監督者への申し出は不要です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、その後の試験を受験できません。また、原則として当該学期の全ての科目は無効となり、単位の修得ができません（履修規程第 13 条）。
- ⑧ その他の注意事項は、定期試験時間割の発表時に掲示します。なお、授業科目によっては担当教員が特別の指示をすることもあるので、これに従ってください。

(4) 演習、臨地実習等の評価

演習、臨地実習等は、定期試験を行うことなく、平常の出席、報告、記録物、実技等によって成績を評価することがあります。（臨地実習については、臨地実習手引きを参照）

(5) 成績評価

各授業科目の成績評価は、下表の基準により判定し、合格の場合のみ単位が与えられます。

評価	評点	合否判定	G P
S	90点以上～100点	合格	4
A	80点以上～90点未満		3
B	70点以上～80点未満		2
C	60点以上～70点未満		1
F	60点未満	不合格	0

(6) 成績通知書の交付

試験終了後、その学期における成績を記入した成績通知書をWEBポータルで公開し、保護者宛で郵送します。

(7) 不正行為の禁止

評価において不正な行為をすることは将来医療に携わる者としてあってはなりません。評価において不正行為をしたと認められる者は、原則として当該学期の全ての科目（通年科目を含む）が無効となります。（履修規程第13条）

① 試験における不正行為を次のように定めます。

(ア) 持ち込み（使用）を許可された教科書、ノート、辞書等以外のものを使用した場合

(イ) 人の答案を見る、カンニングペーパーの使用等、カンニングとみなされる行為を行った場合

(ウ) 代人受験とみなされる行為を行った場合

(エ) その他試験監督者の指示に従わない場合

② 成績評価の対象となる論文、報告書、レポート等における不正行為を次のように定めます。

(ア) 本人以外が作成したファイル、あるいは文章等の複製使用（友人、先輩等のレポート等を書き写した場合、**写させた者にも責任が問われる場合があります。**）

(イ) 他人の論文、著作、Webサイト等の剽窃

③ 不正行為をした学生は懲戒処分を受ける場合があります。

6. GPA 制度

GPA (Grade Point Average) 制度とは、成績評価を点数 (GP : Grade Point) に置き換えて単位数を乗じ、その合計を履修単位数の合計で除した平均点 (GPA) です。

GPA の計算式

学期 GPA = (当該学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修総単位数

年度 GPA = (当該年度の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該年度の履修総単位数

累積 GPA = (在学全期間の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全期間の履修総単位数

7. 単位の認定

単位の認定はシラバスに示す成績評価法により、S～Cの評価を得た者に認定されます。（履修規程第14条）

8. 授業科目の分類と構成

(1) 分類

授業科目の分類は、授業形態、教育課程及び履修要件によって分けられます。

① 授業形態による分類

「講義科目」、「演習科目」、「実習科目」

② 教育課程による分類

ヒューマンケアの基礎科目群	「人間形成の基礎」、「自然科学の理解」、「学習・自己教育の基礎」、「異文化理解」の4分野を配置する
看護の基礎科目群	「健康の理解」、「社会と環境の理解」の2分野を配置する
看護専門科目群	「看護の基礎」、「ライフステージと看護」、「健康レベルと看護」、「社会生活と看護」、「看護の統合と発展」の5分野を配置する
保健師専門科目群	「保健師課程」を配置する

③ 履修要件による分類

必修科目	進級及び卒業のために必ず履修しなければならない授業科目
選択科目	一定の科目群の中から自由にいくつかを選択して履修する科目であり、時間割に示された学年又は学期に履修することを原則とする
選択必修科目	卒業のために指定された科目群の中から1つを選択して履修しなければならない科目

(2) 構成

授業科目の構成については、「授業計画（シラバス）」及び巻末の教育課程表を参照してください。

9. 保健師課程履修者の選抜

保健師課程履修者（定員20名）の選抜は、別に定める基準により、3年次前期開始時までに行います。

【令和4年度(2022年)以降入学者】

科目	先修条件
基礎看護学実習Ⅰ	—
基礎看護学実習Ⅱ	「ヒューマンケア概論」「大学入門講座」「看護関係法規』『健康の理解』『看護の基礎』に含まれる必修科目のすべての単位を修得していること
小児看護学実習 成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 高齢者看護学実習Ⅰ 高齢者看護学実習Ⅱ リプロダクティブヘル ス看護学実習 精神看護学実習 在宅看護実習	「基礎看護学実習Ⅱ」＋各領域の「概論」・「援助論」を修得していること
看護統合実習	保健師課程以外の4年次前期までの必修科目の単位すべてを修得、または修得見込みであること
公衆衛生看護学実習Ⅰ	保健師課程を専攻し、3年次前期までに開講しているすべての必修科目の単位を修得していること
公衆衛生看護学実習Ⅱ	保健師課程を専攻し、3年次後期までに開講しているすべての必修科目の単位を修得していること

- 保健師課程を履修すべき科目を当該年度に履修できなかった場合は、先修条件を満たしている場合であっても、公衆衛生看護学実習を履修できないものとする。
- 再実習は実施しない。
- 履修規程12条第3号の「特別の理由」に定める理由により欠席した場合の追実習は原則として実施できるものとする。

10. 進級・卒業

(1) 進級要件

本学では「単位制」を導入していますが、必修科目の単位の修得などといった先修条件を満たしていないと、各年次に配当された臨地実習を履修することができず、卒業も遅れることとなります。

- ① 必修科目については、在籍する年次に配当された全てについて、単位を修得しなければなりません。
 - ② ①の単位を修得できない場合も次の年次に進みますが、**不合格となった必修科目を再履修する必要があります。**
- 本学科では、3年次以降は臨地実習など必修科目が多く配当されているので、選択科目及び選択必修科目については、配当された年次に履修してください。ただし、履修登録には上限（年間49単位まで）があることに注意してください。

(2) 卒業要件

【令和4年度(2022年)以降入学者】

本学を卒業するためには、本学に4年以上在学し、次の表に示すように124（保健師課程履修者は141）単位以上を修得しなければなりません（学則第26条、履修規程第16条）。

科目群	看護師	看護師+保健師
ヒューマンケアの 基礎科目群	必修科目 16 単位	
	「人間形成の基礎」「自然科学の理解」（※の「異文化理解」科目については「人間形成の基礎」科目としての選択も可）から7単位選択(但しその内2単位の科目を1科目以上含める)	
	「学習・自己教育の基礎」「異文化理解」から1単位選択	
	計 24 単位	
看護の基礎科目群	必修科目 25 単位	必修科目 29 単位
	選択科目 2 単位	
	計 27 単位	計 29 単位
看護専門科目群	必修科目 68 単位	必修科目 74 単位
	選択必修科目 1 単位	
	選択科目 4 単位	選択科目 1 単位
	計 73 単位	計 75 単位
保健師専門科目群	/	
		計 13 単位
合計	124 単位	141 単位

※必修科目、選択必修科目、選択科目の一覧については、巻末の「教育課程等の概要」をご覧ください。

保健師国家試験受験資格取得を目指す学生は、看護師課程の卒業要件とは別に、次の表に示す科目の単位修得が必要です。これらの科目で、選抜試験前（2年次後期）までに開講される科目の単位が未修得の場合、保健師課程選抜試験の受験対象とはなりませんので、履修計画を立てる際に注意が必要です。

科目群	科目	単位数	開講学年・時期
看護の基礎科目群	保健統計	2	2年次後期
	保健医療福祉行政論Ⅱ※	2	3年次前期
看護専門科目群	地域母子保健	1	4年次前期
	産業看護論Ⅰ	1	2年次後期
	産業看護論Ⅱ	1	4年次前期
	学校保健活動論	1	2年次後期
	災害看護	1	4年次後期
	公衆衛生看護学概論	1	3年次前期
	合計	10	

※先修条件：保健医療福祉行政論Ⅰの単位を修得又は修得見込みであること

(3) 学位授与

卒業を認定された者に対し、「学士（看護学）」の学位を授与します（学則第 27 条）。

(4) 卒業時に取得できる国家試験受験資格

- ① 看護師国家試験受験資格
- ② 保健師国家試験受験資格（保健師課程履修者）

(5) 保健師免許取得後に得られる資格

- ① 第一種衛生管理者免許：
保健師免許を取得後、各都道府県労働局または労働基準監督署に申請する。
- ② 養護教諭二種免許状：
保健師免許を取得後、各都道府県教育委員会に申請する。ただし、養護教諭（第二種）免許を取得するためには、必修科目の他、下表の選択科目を履修し単位修得していることが必要となる。

科目群	科目	単位数	開講学年・時期
ヒューマンケアの 基礎科目群	法学（日本国憲法を含む）	2	1 年次前期
	スポーツ健康科学Ⅰ	1	1 年次前期
	スポーツ健康科学Ⅱ	1	1 年次後期
	情報処理	1	1 年次後期
	合計	5	

第2章

Ⅱ. 在学中の事務手続

1. 学生対応の事務局窓口

＜沼津キャンパス＞ 総務課・会計課・教務課・学生課

〒410-0032 沼津市日の出町 1-1 電話 055-922-6688

主な取扱事務

担当窓口	取扱内容	取扱時間
総務課	・施設に関すること	平日 9:00～17:00
会計課	・授業料等納付金に関すること	
教務課	・授業科目の履修に関すること	
	・休講、補講に関すること	
	・定期試験、レポート等に関すること	
	・学籍異動（休学、退学等）の手続に関すること	
学生課	・学生証に関すること	
	・学生保険に関すること	
	・学生情報登録（住所等）の変更に関すること	
	・各種証明書（在学証明書・学割・通学証明書等）発行に関する こと	
	・日本学生支援機構、奨学金に関すること	
	・健康診断、保健センター及び学生相談の利用に関すること	
	・学内施設、掲示板等の使用に関すること	
	・課外活動、学生団体等に関すること	
・ロッカーに関すること		
※在学中の各種事務手続きについてはポータルサイト【資料集】を参照すること		

2. 学籍の異動

休学・復学・退学をする場合には、手続きに入る前に、チューターその他関係教職員と十分話し合いを行い、所定の用紙により申請して許可を得る必要があります。なお、書類に押す印鑑は、学生自身と保証人（保護者）とは別のものとし、書類の作成日は、原則として書類を実際に作成した日付としてください（学生規程第7条による休学等の手続について）。

(1) 休学

- ① 疾病その他の事由により、引き続き3か月以上出席することができない場合は、その事由を明らかにし、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を受けてください（学則第17条第1項）。
- ② 休学は、原則として疾病によるもの以外は認められませんが、下記の理由で休学が必要となった場合には、理由書を教務委員会に提出し、教務委員会が妥当と判断した場合には、休学願を提出することができます（学生規程第7条による休学等の手続について）。

- (ア) 経済的な理由により学資の支弁が困難なとき
 - (イ) 1年以内の海外留学のとき
 - (ウ) 妊娠又は出産により就学が困難なとき
 - (エ) 家族の介護又は看病のため就学が困難なとき
- ③ 疾病による事由の場合には、診断書を添付してください（学則第17条第2項）。
- ④ 疾病その他の事由によって学修することが適当でないと認められる場合には、学長は、休学を命ずることができます（学則第17条第3項）。
- ⑤ 休学期間は、これを在学年数に算入しません（学則第17条第4項）。
- ⑥ 休学期間は、原則として医師の診断書に記載された加療期間以内とします（学生規程第7条による休学等の手続について）。
- ⑦ 休学期間を延長する場合は、再度医師の診断書を添付して、休学願を提出してください（学生規程第7条による休学等の手続について）。
- ⑧ 休学期間中の学納金
- 休学期間中の学納金は、授業料及び実験設備費は徴収しません。ただし、施設設備費については全額徴収します（学生納付金の徴収に関する規程第3条第3項）。
- 上記にかかわらず、既納の学納金は返還しません（学生納付金の徴収に関する規程第9条）。
- 前期又は後期の途中で復学した場合には、当該期分の授業料等の全額を徴収します。この場合においては前述の施設設備費は徴収しません（学生納付金の徴収に関する規程第3条第4項）。
- ⑨ 休学願の提出について、前期休学の場合は4月末まで、後期休学の場合は10月末までに事務局へ提出してください。

(2) 復学

- ① 休学期間の満了の場合又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の上復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができます（学則第18条）。
- ② 復学願は、休学期間が終了する日の1月前までに、保証人連署のうえ提出してください（学生規程第7条による休学等の手続について）。
- ③ 復学願には、復学が可能であるという医師の診断書を添付してください（学生規程第7条による休学等の手続について）。

(3) 退学・転学

- ① 学生が退学又は他の大学に転学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転学願を提出し、学長の許可を受けなければなりません（学則第15条）。
- ② 退学願は、退学しようとする日の1月前までに提出してください。ただし、3月末に退学しようとする場合には4月末まで、9月末に退学しようとする場合には10月末までに提出することにより、翌学期の学費は徴収しませんが、既納の学費については返還しません（学生規程第7条による休学等の手続について）。前期又は後期途中で退学した者については、当該期分の全額の授業料等を徴収します（学生納付金の徴収に関する規程第3条第5項）。

(4) 除籍

次のいずれかに該当する場合は、除籍とされます（学則第19条）。

- ① 授業料など学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ② 休学期間を満了しても、何等の手續をしない者
- ③ 死亡又は行方不明の者
- ④ 学則第 4 条に規定する期間を超えた者

なお、前期又は後期の中で除籍された者については、当該期分の全額の授業料等を徴収します（学生納付金の徴収に関する規程第 3 条第 5 項）。

(5) 再入学

本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、相当年次に入学を許可することができます（学則第 13 条）。ただし、学生の懲戒に関する規程で定める懲戒の結果、退学となった場合は、再入学は認めません。

(6) 復籍

授業料など学納金の納付を怠り、督促してもなお納付せず除籍となった者が、復籍を願い出た場合、学長は復籍させることができます（学則第 19 条）。

3. 特待生

本学では、本学に 1 年以上在学した学生の中で、特に学業成績が優秀で品行方正な者を特待生として顕彰する制度を設けています（学則第 28 条の 2）。

- ① 本学に 1 年以上在学した学生のうち、特に学業成績が優秀で品行方正な者を特待生として選考する。
- ② 特待生の数は、年次ごとに 3 人以内とする。
- ③ 学長は、毎年度末に翌年度の特待生を選考する。
- ④ 特待生については、当該年度の授業料の 50%を免除する。
- ⑤ なお、特待生が一定の事由に該当するときは、特待生としての選考を取り消すことがある。

4. 教育課程の概要

【2022（R4）年度以降入学者】

※科目名_22NN

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		看護師 国家試験受験資格 取得に必要な単位数	看護師+保健師 国家試験受験資格 取得に必要な単位数	
			必修	選択			
ヒューマンケアの基礎科目群	人間形成の基礎	ヒューマンケア概論	1前	1(15)		必修科目16単位 + 「人間形成の基礎」 「自然科学の理解」 から7単位選択 その内2単位の科目を1科目以上含める ※の「異文化理解」科目については 「人間形成の基礎」科目としても選択可 + 「学習・自己教育の基礎」 「異文化理解」 から1単位選択	
		いのちと倫理	1前	2(30)			
		沼津の歴史と文化	1前		1(15)		
		心理学	1前	2(30)			
		法学（日本国憲法を含む）	1前		2(30)		
		社会学	1後		2(30)		
		教育学	1後		2(30)		
		哲学	2前		2(30)		
		生活科学	1前		1(15)		
		医療の歴史	1前		1(15)		
		生活と芸術	1前		1(15)		
	スポーツ健康科学Ⅰ	1前		1(30)			
	スポーツ健康科学Ⅱ	1後		1(30)			
	自然科学の理解	化学	1前	1(15)			
		数学の基礎	1前		1(15)		
		生物学	1前	1(15)			
		物理学入門	1前		1(15)		
		情報処理	1後		1(30)		
		統計学入門	1後	1(30)			
	学習・自己教育の基礎	大学入門講座	1前	2(30)			
		情報学基礎	1前	1(30)			
		コミュニケーション論	2後	1(30)			
		看護とキャリア	1後	1(15)			
		手話入門	1前		1(30)		
	異文化理解	英語Ⅰ	1前	1(30)			
		英語Ⅱ	1後	1(30)			
		実践医療英語Ⅰ	2前	1(30)			
		実践医療英語Ⅱ	2後		1(30)		
		フランス語	1後		1(30)		
		ドイツ語	1後		1(30)		
	比較思想※	2前		2(30)			
小計（31科目）	—	/16	23		24	24	
看護の基礎科目群	健康の理解	身体の構造・機能Ⅰ（基礎編）	1前	1(30)		「看護の基礎科目群」 必修25単位 + 選択必修科目 ◆印4単位 ※◆「保健師課程必修」兼 看護過程「選択」	
		身体の構造・機能Ⅱ（系統別）	1前	1(30)			
		身体の構造・機能Ⅲ（構造・機能測定法）	1後	1(15)			
		生化学	1前	2(30)			
		医療栄養学	1後	1(15)			
		薬理学	1後	2(30)			
		病態学	1後	2(30)			
		感染と免疫	1後	2(30)			
		疾病治療論Ⅰ（呼吸・循環器系）	1後	1(15)			
		疾病治療論Ⅱ（消化器・内分泌系）	1後	1(15)			
		疾病治療論Ⅲ（筋骨格系）	2前	1(15)			
		疾病治療論Ⅳ（小児科系）	2前	1(15)			
		疾病治療論Ⅴ（精神・神経系）	2前	1(22.5)			
		疾病治療論Ⅵ（泌尿器・産科系）	2前	1(15)			
		医療工学入門	2後		1(15)		
		健康障害の回復と支援	2後		1(15)		
	遺伝と健康	4前		1(15)			
	先進医療	4前		1(15)			
	社会と環境の理解	公衆衛生学	1後	2(30)			
		疫学	2前(後)	2(30)			
		保健統計	2後		2◆(30)		
		看護関係法規	2前	1(15)			
		保健医療福祉行政論Ⅰ	2前	1(15)			
		保健医療福祉行政論Ⅱ	3前		2◆(30)		
		社会福祉概論	2前(後)	1(15)			
		医療経済入門	2後		1(15)		
		労働衛生関係法規	4前		2(30)		
小計（27科目）		—	/25	11		27	29

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		看護師 国家試験受験資格 取得に必要な単位数	看護師+保健師 国家試験受験資格 取得に必要な単位数			
			必修	選択					
看護専門科目群	看護の基礎	基礎看護学概論	1前	2(30)					
		看護倫理	2前	2(30)					
		ヘルスアセスメント	1後	1(30)					
		看護援助論Ⅰ	1前	1(30)					
		看護援助論Ⅱ	1後	2(60)					
		看護援助論Ⅲ	2前	2(60)					
		看護実践方法論	2前	1(30)					
		基礎看護学実習Ⅰ	1前	1(45)					
	基礎看護学実習Ⅱ	2後	2(90)						
	ライフステージと看護	小児看護学概論	2前	1(15)					
		小児看護学援助論	2後	2(45)					
		小児看護学実習	3前後	2(90)					
		成人看護学概論	1後	2(30)					
		成人看護学援助論Ⅰ	2前	2(45)					
		成人看護学援助論Ⅱ	2後	2(45)					
		成人看護学実習Ⅰ	3前後	3(135)					
		成人看護学実習Ⅱ	3前後	3(135)					
		高齢者看護学概論	2前	1(15)					
		高齢者看護学援助論	2後	2(45)					
		高齢者看護学実習Ⅰ	3前後	3(135)					
		高齢者看護学実習Ⅱ	4前	1(45)					
		リプロダクティブヘルス看護学概論	1後	1(15)					
	リプロダクティブヘルス看護学援助論	2前	2(45)						
	リプロダクティブヘルス看護学実習	3前後	2(90)						
	健康レベル	急性期看護論	3前後	1(15)					
		慢性期看護論	3前後	1(15)					
		回復期看護論	3前後	1(15)					
		終末期看護論	3前後	1(15)					
	社会生活と看護	地域の健康と看護Ⅰ	1後	1(15)					
		地域の健康と看護Ⅱ	2後	1(15)					
		地域包括ケア概論	3前後	1(15)					
		地域母子保健	4前		1◆(15)				
		家族看護論	2前	1(15)					
		産業看護論Ⅰ	2後		1◆(15)				
		産業看護論Ⅱ	4前		1◆(15)				
		公衆衛生看護学概論	3前		1◆(15)				
		学校保健活動論	2後		1◆(15)				
		精神看護学概論	1後	1(15)					
		精神看護学援助論	2後	2(45)					
		精神看護学実習	3前後	2(90)					
		在宅看護概論	1後	1(15)					
		在宅看護援助論	2前	2(45)					
		地域・在宅看護実習	3前後	2(90)					
看護専門科目群	看護の統合と発展	看護研究方法	3前	1(15)					
		ヒューマンケア看護研究	4後	1(30)					
		ヒューマンケア総合演習	4前後	1(30)					
		看護統合実習	4前	2(90)					
		医療安全論	4前	1(15)					
		看護カウンセリング	2後	1(15)					
		看護管理	4前		1★(15)				
		医療関係職種連携論	4前		1(15)				
		医療政策論入門	4前		1(15)				
		感染看護	4前		1(15)				
		がん看護	4前		1(15)				
		救急看護	4前		1(15)				
		災害看護	4後		1◆(15)				
		国際保健・看護	4後		2(30)				
		小計(57科目)	—	/68	14		73	75	
		保健師専門科目群	保健師課程	公衆衛生看護学活動論	3前		1◆(15)		
				公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	3前		1◆(15)		
公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	3前				1◆(15)				
公衆衛生看護学演習Ⅰ	3前				2◆(45)				
公衆衛生看護学演習Ⅱ	4前				2◆(45)				
公衆衛生看護学管理	4後				1◆(15)				
公衆衛生看護学実習Ⅰ	3後				1◆(45)				
公衆衛生看護学実習Ⅱ	4前				4◆(180)				
小計(8科目)	—	0	13						
合計(123科目)		—	/109	61		124	141		

「看護専門科目群」
必修科目**68**単位
+
選択必修科目
★印**1**単位
+
選択**4**単位以上

「看護専門科目群」
必修科目**68**単位
+
選択必修科目
◆印**6**単位
+
選択必修科目
★印**1**単位

※◆「保健師課程必修」兼看護過程「選択」

選択必修科目
◆印**13**単位

※保健師課程のみ履修可能



Tohto University
Sincerity with Compassion

学校法人青淵学園 東都大学

沼津ヒューマンケア学部看護学科

臨地実習要項

【小児4種】

予防接種歴

感染症名	第1回		第2回	
	実施日	実施施設名	実施日	実施施設名
麻疹				
風疹				
水痘				
ムンプス				

抗体価

感染症名	検査日	検査方法	測定値	判定基準
麻疹		EIA 法(IgG) ・ PA 法		EIA: ≥ 16.0 , PA: 256
風疹		EIA 法(IgG) ・ HI 法		EIA: ≥ 8.0 , HI: ≥ 32
水痘		EIA 法(IgG) ・ IAHA 法		EIA: ≥ 4.0 , IAHA: ≥ 4
ムンプス		EIA 法(IgG)		EIA: ≥ 4.0

【B型肝炎】

ワクチン接種歴

第1回		第2回		第3回	
実施日	実施施設名	実施日	実施施設名	実施日	実施施設名

抗体価

入学直後			1クール終了後		
実施日	HBs抗原	HBs抗体	実施日	HBs抗体	判定基準
					≥ 10.0

【備考】

--

目次

I 看護学実習の基本的考え方	1
II 看護学実習の目的・目標	2
III 看護学科目と単位及び年次計画	3
IV 実習評価	4
V 看護学臨地実習と倫理	5
VI 実習のための安全管理	7
VII 実習の心得	12

資料

- 1 個人情報保護に関する誓約書
- 2 臨地実習へのご協力をお願い
- 3 インシデント・アクシデント報告書
- 4 臨地実習健康チェック表

I 看護学実習の基本的考え方

看護学実習は、看護専門職を志す学生が、大学で修得する広範囲な分野の理論的知識に加え、看護学の専門的知識・技術を看護の実践を通じて、これらを統合する機会と位置づける。看護の実践は、病院を始め、保健・医療・福祉の使命を担う施設において行われる。

看護学を学ぶ学生は、常に現実に謙虚に接し、看護専門職に必要な知識・技術・倫理的判断を含む臨床判断について考え、当面の課題を見出すことを期待される。

1. 看護実践の場

看護職が看護ケアを行う現場は、日々変化し続けており、単に知識・技術を用いるだけの場に終わらず、常に新しい知識の源となり自己の追求課題を見出す場でもある。

2. 看護の対象

看護を受ける者は、健康に関係して保健医療の専門家の何らかの援助を必要とする存在である。また家族を含め多くの人と関わり、独自のライフスタイルを持ち生活している。さらに看護学生には多くの場合ケアの対象になるとともに、よりよいケアのあり方について自らの体験を通じて示唆を与え、教えてくれる教師でもある。学生はそのような看護の対象から、講義、学内演習の中では得られない知識や知恵を学ぶことができる。

3. 学習者である看護学生

学生は自立して学習できる存在としてみなされる。しかし、多くの学生は実際に看護をする立場に立つまでは自分が常に他者の助力を得てきたことに気づかず、また自分の行動が他者にいかなる意味を与えるかについても気づくことが少ない。実際に看護する立場に立つことにより、看護技術を実践することのみならず、実習を通じて看護専門職としての自覚を持つことが期待される。

4. 実習を指導する者

実習を指導する者は、現場の看護職であれ、教員であれ、複雑な現場環境に学生が自らの力であるべく早く適応できるように支え、また実習目標を達成する上で直面する様々な条件を学生自身で克服しやすいように複雑な環境条件を教育的に整える役割を担う。さらに個々の学生に学習上の問題があれば、相談に乗り助言する機能を果たす。

5. カリキュラム上の看護学実習の位置づけ

看護学実習は看護学の学習の一形態であり、専門分野の実習は、カリキュラム上、看護学専門科目の単位として位置づけられる。したがって、いずれの分野の実習にも固有の目標と課題が示される。ただし、実習は小グループのローテーションによって進行されるため、実施の時期はすべての学生が同じ時期に行われるとは限らない。

Ⅱ 看護学実習の目的・目標

1. 目的

看護学実習では、実際の看護援助を通して、質の高い看護実践に必要な基礎能力を習得する。さらに、看護職として自己の看護実践能力を高める姿勢と豊かな人間性を育むことをねらいとする。

2. 目標

- 1) ヒューマンケアの精神を基盤としてすべての対象に接し、看護の対象である人間を全人的存在として理解・尊重し、看護職として人間関係を築くことができる。
- 2) 看護の基礎、各領域の援助論など関連する既習科目での学びを活用し、実践を通じて学びを深めることができる。
- 3) 科学的思考を活用し、対象に適した看護を総合的・継続的に展開することができる。
- 4) 対象や場の変化に応じて、現実に適応した看護を実践する能力を養うことができる。
- 5) 自己の看護を振り返り、看護職として社会に貢献できるように自己成長を促すことができる。
- 6) 保健・医療・福祉のチームの一員として協働する姿を学び、チームにおける看護の役割を認識できる。
- 7) 総合的な看護実践能力を高めるとともに、より質の高い看護を創造する態度を育むことができる。

Ⅲ 看護学科目と単位及び年次計画

1. 実習科目及び単位

実習科目名	単位数	時間数	履修学年
基礎看護学実習Ⅰ	1単位	45時間	1年次
基礎看護学実習Ⅱ	2単位	90時間	2年次
小児看護学実習	2単位	90時間	3年次
成人看護学実習Ⅰ	3単位	135時間	3年次
成人看護学実習Ⅱ	3単位	135時間	3年次
高齢者看護学実習Ⅰ	3単位	135時間	3年次
高齢者看護学実習Ⅱ	1単位	45時間	4年次
リプロダクティブヘルス看護学実習	2単位	90時間	3年次
地域・在宅看護実習**	2単位	90時間	3年次
精神看護学実習	2単位	90時間	3年次
看護統合実習	2単位	90時間	4年次
合計	23単位	1,035時間	
公衆衛生看護学実習Ⅰ（選択）	1単位	45時間	3年次
公衆衛生看護学実習Ⅱ（選択）	4単位	180時間	4年次

2. 実習の年次計画*

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次					↔ 基礎看護学実習Ⅰ							
2年次										↔ 基礎看護学実習Ⅱ		
3年次				←—————→ 小児看護学実習 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ 高齢者看護学実習Ⅰ リプロダクティブヘルス看護学実習 地域・在宅看護実習 精神看護学実習								
							←—————→ 公衆衛生看護学実習Ⅰ（選択）					
4年次	←—————→ 高齢者看護学実習Ⅱ				←—————→ 看護統合実習				←—————→ 公衆衛生看護学実習Ⅱ（選択）			

*：個々の学生の実習はローテーションで行い、指定された順序に従って実施していく。

3. 先修条件

臨地実習科目等を履修するに当たっては、先修条件（履修に必要な条件）を満たしておくことが必要である（先修条件については学生便覧 p. 11 参照）。

IV 実習評価

看護学実習の評価は、実習指導者の情報や学生による自己評価を考慮して本学の専任教員が行い、単位認定者が下記の基準と方法に基づいて単位を認定する。

1. 単位認定の基準

下記の成績評価 S・A・B・C を合格として単位を認定する。

1) 成績評価

- 100～90 点 : S
- 89～80 点 : A
- 79～70 点 : B
- 69～60 点 : C
- 60 点未満 : F（不合格）

2) 成績評価要件

以下の 2 要件を満たすことを条件とする。

- (1) 実習科目の単位数に応じて算定される実習日数の 3 分の 2 以上出席していることを条件に評価の対象とする。
- (2) 実習で課されたレポートまたは記録物を所定の期日までに提出している。

2. 評価の方法

看護学実習の評価は、原則として以下のとおり行う。ただし、それぞれの実習科目によって異なる場合があるので、詳しくは各実習科目の実習要項を参照する。

1) 実習の際の学習行動

- (1) 看護の実践内容
- (2) カンファレンス参加状況
- (3) 個人面接時の応答内容

2) 学習成果の指標となる提出物

- (1) 実習記録類
- (2) 実習レポート

3) 学生による自己評価

- (1) 所定の自己評価表を用いて学生自らが評価した評価

4) 出席日数

- (1) 臨地実習は 1 日 9 時間でカウントする。
- (2) 遅刻・早退は実質時間をカウントする。

V 看護学臨地実習と倫理

1. 臨地実習における倫理綱領

- 1) 学生は、臨地実習において専門職としての知識と技術の修得に努める。
- 2) 学生は、教員・実習指導者の指導のもとに実習を行う。
- 3) 学生は、専門職の役割及び責任を確認し、適切に行動する。
- 4) 学生は、実習施設における規則を厳守する。
- 5) 学生は、実習指導者及び他の職員に対して常に謙虚な態度で接し、協調を図る。
- 6) 学生は、看護対象者（本人・家族）を人として尊重する。
- 7) 学生は、看護対象者（本人・家族）に関して守秘義務を厳守する。
- 8) 学生は、看護対象者（本人・家族）との関係において、実習生としての立場を自覚し自らを律する。

2. 看護学生のための実習における倫理指針

看護は健康の保持増進、疾病の予防及び回復、苦痛の軽減、安らかな死への援助を目的とし行われる活動であるが、それは同時に対象者の人としての尊厳、基本的人権をいかなる状況下であっても保証しようとする活動である。

1) 最善のケアの提供について

- (1) 学生は、常に機会を捉えて自分の知識・技術を磨く努力を行い、担当教員・実習指導者の支援を受けて自分のできる最善の看護を対象者に提供する。
- (2) 学生は、対象者に危害が及ぶ恐れがあるか、または事故の危険があると気づいたとき、状況をそのままにせず、直ちに担当教員・実習指導者に報告する。
- (3) 看護の提供に際しては、対象者のニーズを優先させる。
- (4) 学生は、受け持ち対象者に対する責任が生じているため、原則として欠席しないよう努める。

2) 対象者との関係にともなう倫理的責任について

看護学生と対象者との関係は、実習施設を介したひとつの社会的契約関係であり、学生が個人として責任を負う立場にない。したがって、個人的関係に移行してはならない。また、対象者・家族から報酬や謝礼を受け取ってはならない。

3. 実習における個人情報の取り扱い

看護学実習では、対象者のニーズを把握し、看護を提供する過程で個人情報を活用するが、学生であっても看護職者と同様に知り得た個人情報を慎重に取り扱わねばならない。

1) 個人情報保護に関連する法律等の遵守

- (1) SNS（Facebook・Instagram・LINE・Twitter・各種ブログなど）に、実習に関する情報の発信は行わない。
- (2) 個人情報保護の取り扱いについて、「看護倫理」の講義や「実習オリエンテーション」等を通じて、確実に理解しておかなければならない。
- (3) 実習で知り得た個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」、「保健師助産師看護師法」、「ICN 看護師の倫理綱領」、日本看護協会「看護者の倫理綱領」等や

実習施設の規定を遵守し、対象者の人権を尊重して適切に取り扱わねばならない。

- (4) 学生は、「基礎看護学実習Ⅰ」の前に、実習において知り得た個人情報などを第三者に漏洩しない旨を記載した「個人情報保護に関する誓約書」を大学に提出する。
 - (5) 実習中において学生が守秘義務違反や保健師助産師看護師法違反に当たる行為をした場合、免許が付与されない場合があることを認識しておく必要がある。
- 2) 受け持ち対象者への説明と同意
- 受け持ち対象者に実習の同意を得る場合は、「臨地実習へのご協力をお願い」を用いて、個人情報利用・保護に関する事項等を十分説明し、同意を得る。原則として、対象者又は代理人の欄に署名を得なければならない。
- 3) 個人情報へのアクセス
- (1) カルテ等の閲覧は、原則として受け持ち対象者のもののみとし、施設内の決められた場所で行う。
 - (2) 受け持ち対象者以外のカルテ等の閲覧が必要な場合は、実習指導者に口頭で説明し、同意を得る。
 - (3) 電子カルテについては、原則として実習指導者にアクセスしてもらい閲覧する。
 - (4) 申し送りやカンファレンスへの参加では、受け持ち対象者に関わるものを中心とする。
 - (5) その他の情報収集に際しても、受け持ち対象者及びそれに関わる必要最小限の内容のみとする。
- 4) 個人情報の転記
- (1) カメラ・スマホ等を使用してカルテを写してはならない。
 - (2) カルテ等からの情報転記は、部分抜粋・要約等に限定し、必要最小限とする。
 - (3) カルテ等からの情報転記においては、実習記録様式に直接記入することを原則とし、メモ帳記入は必要最小限に留める。
 - (4) 記入済みの実習記録様式、その他記録物の複写は行わない。
 - (5) カンファレンス等で使用する資料の複写は参加者のみの必要枚数とする。
- 5) 個人情報の匿名化（実習記録様式等の記録）
- (1) 個人を容易に特定し得る固有名詞を含んだ情報、施設名・部署名・病室番号・対象者氏名・生年月日・住所・勤務先等は記録しない。
 - (2) 対象者を表記する際は、英文字など一字を使用し、また生年月日に代えて年代等で表記する。
 - (3) メモ帳記入、カンファレンス資料や口頭での発表等においても上記のとおり十分な匿名化を行う。
- 6) 個人情報の漏洩防止
- (1) 情報転記に用いるメモ帳は、とじ込み形式のものとし、紛失をしない。
 - (2) 記録物は2穴バインダー等にファイリングし、欠落を防ぐ。
 - (3) データの漏出を防止するために、パソコンやスマホ等を使用してデータのやりとりを行わない。

- (4) 実習記録やそれを保存した記録媒体等の使用は、実習施設、自宅及び大学のみとする。
- (5) 実習記録類一式は、紛失・散逸しないよう各学生の責任で確実に保管管理しなければならない。
- (6) 学外において、友人同士や家族等の中で、対象者に関することを話題にすることがないようにする。
- (7) 個人情報の紛失や漏洩等が発生した際には、直ちに担当教員及び実習指導者に報告する。

VI 実習のための安全管理

1. 実習前の感染防止対策

臨地実習では、感染症に罹患していたり免疫が低下している対象者への援助を行うことがある。このため学生は自分自身が感染を受けないようにするとともに、感染源や感染媒体とならないように感染防止対策を充分理解して行動する責任がある。そして、自分自身の健康管理や必要なワクチンを接種するなどの予防対策は、自分自身や対象者の健康や安全を守ることにつながることを認識する。

そのため、決められた疾患の抗体価が陽性であること、または陰性・擬陽性が必要な場合は、実習開始までに必要な回数のワクチン接種を済ませていることを実習の要件とする。

実習前の検査及び予防接種

種類	検査・予防接種	時期	備考
麻疹 風疹 水痘 流行性耳下腺炎	抗体価検査	1年次4月 (定期健康診断時実施)	左記の抗体価検査は入学時の実施を義務づける。なお、実習先から求められれば、個人情報保護を遵守し、検査結果を実習先に報告する。
	予防接種	必要時	
B型肝炎	抗体検査	1年次4月	T-spot が陽性の場合は呼吸器科医療機関を受診し医師の指示を仰ぐとともに受診結果を大学に報告する。
	予防接種	必要時	
結核	T-spot. TB 検査	1年次4月	判定基準によりワクチン接種が必要な場合、ワクチンを接種する。
	胸部レントゲン	毎年4月	
インフルエンザ	予防接種	全学年10月 ～12月初旬	健康管理に十分注意し、予防接種を必ず実施する。大学でも接種の機会を設ける。

- * 抗体価検査及び必要な予防接種は指示に従い必ず実施する。
- * 実習施設により、腸内細菌検査（検便）等が必要な場合もある。実習の前に教員の指示に従い実施する。
- * 毎年度初めの健康診断は必ず受ける。

1) 実習中の事故

(1) インシデント・アクシデント

- ・インシデントとは、実際に事故や事件が発生したものの、その影響が軽微であったり、重大な被害には至らなかったりした出来事を指す。アクシデントは、実際に重大な被害や影響を引き起こした場合を指す。また、「ヒヤッ」「ハッ」と、危険を感じたが、実際には事故や事件が発生しなかった場合はヒヤリハットと分類される。
- ・インシデントまたはアクシデントが発生した場合、学生は速やかに担当教員ならびに実習指導者に報告を行う（「事故発生時の報告ルート参照」）。また、インシデント・アクシデント報告書を作成し、担当教員に提出する。
- ・下記の「学生に関する事故」も同様の対応とする。

事故の種類

- ・対象者に関する事故：転倒、転落、損傷、誤薬、ライン抜去、不適切な発言など
- ・学生に関する事故：切創、注射針刺入、物品の破損・紛失、記録物の紛失など

(2) 針刺し事故（肝炎ウイルス感染等）

- ・原則として、各実習施設で定めている事故対策マニュアルに従って、当該施設の職員に準じた対策を講じる。
- ・本学で定める事項は以下のとおりとする。
 - * 学生は実習中に、注射、採血等の行為には携わらない。

* 針刺し事故（肝炎ウイルス感染事故）の対応・処置の原則

- ① 受傷部位を確認し、直ちに水洗いをしながら創傷部から血液を十分に絞り出すと同時に、実習場の責任者・担当教員に報告し、病院等を受診する。
- ② 医師の診断を受け、指示があった場合は感染予防措置（B型肝炎及びC型肝炎の場合）を講じる。
- ③ 1か月から6か月まで毎月1回担当医の診察を受け、HBs抗原・抗体あるいはHCV抗体検査及び肝機能検査を受ける。経過観察の場合は専門医の定期的に受診する。

2) 通学中の事故発生時

通学中の交通事故による障害、階段等からの転落、転倒などのけが等

- (1) 学内実習の場合は大学の学生保険担当者に報告する。
- (2) 施設実習の場合は、担当教員・該当実習指導者に速やかに連絡する。
- (3) 近くの救急病院などで速やかに受診する（個人の健康保険証を使用）。
- (4) 大学の学生保険担当者から「事故通知（事故報告書）」を受け取り、記入の上、提出する。
- (5) 怪我、傷害の処置が終了した後、診断書等の必要書類を添えて、大学の学生保険担当者に提出する。

- 3) 自然災害時や気象情報発表により交通機関が通行停止になった場合（学生便覧 P. 9 「緊急時における授業の取り扱い」より）
- (1) 午前7時現在で、JR 沼津駅を運行する JR 東海道本線が運転を停止している場合は午前の実習を中止とする。
 - (2) (1)に続いて午前11時現在で運転を停止している場合は終日実習を中止とする。
 - (3) ただし、実習においては各領域実習の取り決め事項に従う。
- 4) 災害時（大規模地震発生時）
- (1) 学生は通学中、まず身の安全の確保を最優先に行動する。身の安全の確保後に速やかに担当教員に安否の報告を行う。
 - (2) 実習中、学生は実習施設責任者・担当教員の指示に従って行動する。

4. インフルエンザ等の感染が疑われる場合の対応

原則として実習施設の指示に従う。その他の学校感染症の感染またはその疑いがある場合も同様とする。

感染症が疑われる場合の連絡と対応の手順

- ① 自宅待機し、外出しない（受診を除く）。
- ② 担当教員へ連絡する。担当教員に連絡がつかない場合は大学事務局（電話：055-922-6688）に連絡する。
- ③ すみやかに医療機関に連絡し、対応の指示を仰ぐ。
- ④ 受診後、結果を直ちに担当教員に報告する。担当教員に連絡がつかない場合は、大学事務局（電話：055-922-6688）に連絡する。
- ⑤ 受診した場合、受診した事実を示すもの（領収書等）を担当教員に提示する。学校感染症等に該当する者は、教員の指示に従い、必要に応じて診断書を提出する。

学校感染症の出席停止期間（学校保健安全法第 19 条、同施行令第 6 条第 2 項、同施行規則第 19 条）

分類	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス） 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特定の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他 ^{注)}	感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルスなど）	下痢・嘔吐症状が消失するまで
	溶蓮菌感染症 マイコプラズマ感染症等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注) その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患である。出典：日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会「学校、幼稚園保育所において予防すべき感染症の解説」。

Ⅶ 実習の心得

1. 療養者の生活や看護業務の流れを妨げない行動

- 1) 実習に必要な基礎的知識・技術は、予習して臨む。
- 2) 実習開始時間5分前までには実習場所に集合する。
- 3) 欠席・遅刻・早退する場合は必ず連絡する。連絡先は実習担当教員の指示に従う。
- 4) 常に相手を尊重する態度で接する。
- 5) 敬語や丁寧語を適切に使い、挨拶を欠かさないようにする。
- 6) 学生同士は姓で呼び合う。
- 7) 実習を進めるうえで困ることや分からないことがあった場合は、自分で判断せずに担当教員や実習指導者、スタッフに相談する。
- 8) 実習の場で電話には出ない。学生の判断で用件を処理しない。
- 9) 実習施設に持ち込む所持品は必要最小限とし、貴重品の管理は自身の責任で行う。
- 10) 受け持ち対象者・家族からの金銭・品物は受け取らない。
- 11) 実習時間内に実習場所を離れる場合は、担当教員および実習指導者に了解を得る。
- 12) 施設内の廊下等では横に広がって歩かない。
- 13) 狭い通路ですれ違う際は道をゆずり、挨拶をする。
- 14) 施設内では、私語は慎む。
- 15) 実習に関する内容を施設外では話さない。

2. 身だしなみの原則

安全性・清潔感を保ち、対象者・施設スタッフから好感を持たれるように努めること。

- 1) 大学指定の清潔なユニフォーム・ナースシューズを着用する。靴下は白で、足首が隠れる長さとする。下着はユニフォームから出ないものとし、透けない色とする。ユニフォームを着用しない場合は、各領域の指示に従う。
- 2) 髪は、肩や顔にかからないよう黒のヘアピンやネット等でまとめ、色は自然色とする。短い髪の場合、襟足の髪の毛がユニフォームの後ろ襟を超えない長さとする。
- 3) 爪は短く切り、マニキュアはしない。
- 4) 化粧は、他者に不快感を与えず清潔感のあるものとする。香水・整髪料・柔軟剤等強い匂いのあるものは避ける。
- 5) リング・ネックレス・ピアス等、装飾品は装着しない。
- 6) つけまつげ・エクステンション・ファッション目的のコンタクトは禁止とする。

3. 実習施設における学生の責任

- 1) 時間は自己で管理する。
- 2) 必要な連絡・報告事項は速やかに行う。
- 3) 自らの健康管理に努める。

4. その他

- 1) 実習施設までの通学は、公共交通機関の利用を原則とする。
- 2) 実習中の経費（交通費、宿泊費等）は原則として自己負担とする。

資料

- 1 個人情報保護に関する誓約書
- 2 臨地実習へのご協力をお願い
- 3 インシデント・アクシデント報告書
- 4 臨地実習健康チェック表

個人情報保護に関する誓約書

東都大学学長 殿

私は、東都大学在学中に授業の一環として実施される学内・学外実習に参加するに当たり、すべての実習が患者及び利用者の了解のもとに行われることを理解し、患者及び利用者の人権を尊重し、プライバシーの保護に十分配慮することを誓い、この誓約書を提出します。

誓約に際しては、「守秘義務・個人情報に関わる事項」に基づき、以下のことについて
厳重な注意を払います。

- 1 私は、実習を通じて知り得た事項及び個人情報を実習終了後にも、他者に漏らしません。
- 2 私は、如何なる理由によっても、実習施設その他関係者に不利益を与えないよう努めます。
- 3 私は、如何なる理由によっても、この誓約に違反し、実習施設その他関係者に不利益を与えた場合は学則に則り、如何なる処分にも従います。
- 4 私は、自身の故意又は重大な過失により、実習施設その他関係者に不利益を与えた場合は、自らその責任を負います。

年 月 日

東都大学 沼津ヒューマンケア学部看護学科

学籍番号 _____ 氏名 _____ 印

臨地実習へのご協力のお願い

東都大学学生（ ）の実習にあたり、月 日から 月 日までの間、受け持ちとして日常生活の援助及び診療の補助等の看護援助をさせていただきたく、お願い申し上げます。

なお、学生の臨地実習は、以下の考えで臨むことしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

- 1 看護援助を行う場合は、事前に説明を行い、患者様（利用者様）またはご家族様の同意を得て行います。
- 2 学生が看護援助を行わせていただく場合は、安全の確保を最優先とし、事前に教員や実習指導者の助言・指導を受け、実践可能なレベルまで技術を習得してから臨みます。
- 3 学生の实習に関するご意見やご質問には、いつでも実習指導者や教員がお答えいたします。
- 4 学生の受け持ちに同意をいただいた後も、無条件で受持ちを断ることができます。断ったことを理由に看護及び診療上の不利益を被ることはありません。
- 5 学生は、臨地実習を通じて知り得た情報を他者に漏らしません。

令和 年 月 日

実習施設名 _____

実習指導者名 _____

担当教員名 _____

私は、上記の内容の説明に納得しましたので、東都大学沼津ヒューマンケア学部看護学科

（ ）年生（ ）が受け持つことに同意します。

令和 年 月 日

氏名 _____

代理人氏名 _____

インシデント ・ アクシデント報告書 年 月 日

事象報告（簡潔に）：	
実習科目領域：	
発生日時： 年 月 日（ ） 時 分	発生場所：
学籍番号/氏名：	担当教員：
事象の状況：	
事後の対応：	
今後改善すべきこと：	

学校法人青淵学園
東 都 大 学

沼津キャンパス

〒410-0032 静岡県沼津市日の出町1-1
TEL 055-922-6688 (代) FAX 055-924-5366

幕張キャンパス

[1号館]

〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野1-1

[2号館]

〒261-0021 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3
幕張テクノガーデンE棟

TEL 043-273-1111 (代) FAX 043-273-1001

深谷キャンパス

〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-2-11
TEL 048-574-2500 (代) FAX 048-573-3840

URL <http://www.tohto.ac.jp/>